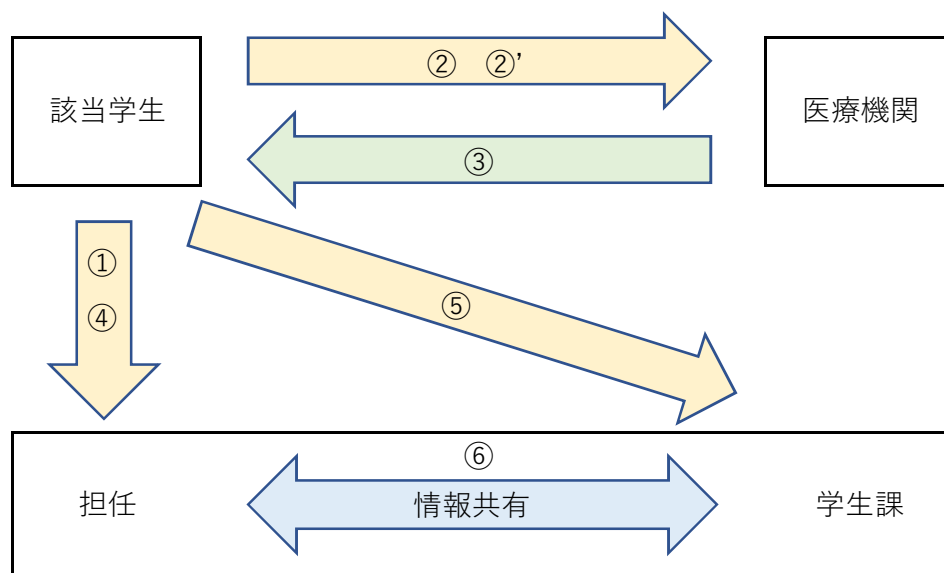


感染症に罹患の疑いがある場合の手続きの流れ



①	該当学生は、担任に対し感染症に罹患した疑いがある旨伝える。
②	当該学生は、医療機関を受診する。
②'	<p>【寮生の場合】</p> <p>当該学生は、寮務係に対し感染症に罹患した疑いがある旨伝える。⇒寮務係から保護者に迎えを依頼し、その後保護者の付き添いにより医療機関を受診する。緊急時は、学寮関係者の付き添いで医療機関を受診することがある。</p>
③	医療機関は、当該学生に診断結果を伝える。陽性の場合、学生から医療機関に診断書（岐阜高専様式でも可）の発行を依頼する。
④	<p>該当学生は、担任に診断結果を伝える。</p> <p>陽性と診断された場合、発症日を0日目として、5日経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで、出席停止（公欠）とする。</p> <p>また、出席停止（公欠）の学生のみに対するオンライン授業は原則実施しない。特段の事情により、オンライン授業が実施された場合も、出席扱いとはならない。</p>
⑤	<p>該当学生は、感染症と診断されなかった場合、医療機関の受診に要した時間について、「派遣承認願」を教務係に提出する。</p> <p>感染症と診断された場合、最初の受診から治癒までの日数は修学上の配慮（公欠）が適用されるため、「欠席届」を教務係に提出する。</p>
⑥	<p>担任は、クラス内に同時に5名以上の感染者（感染の疑いのある者を含む）が発生した場合、速やかに学生課長及び学生係にその旨報告し、以降情報共有をする。クラス内に同時に10名以上の感染者（陽性確定者）が発生した場合、学級閉鎖となる。</p> <p>クラス内に同時に10名以上の感染者（陽性確定者）が発生した場合、感染者の最終登校日を0日目として4日目まで学級閉鎖となる</p>

※学校保健安全法施行規則第18条に定める「学校において予防すべき感染症」等に感染した場合に、上記に従って手続きを行う

学校保健安全法施行規則

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=333M50000080018>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410AC0000000114>

学校感染症(第二種・第三種)の診断書及び証明書

学校名 岐阜工業高等専門学校

第 学年 学科 氏名

1.上記の者について、次の病気(○印)と診断しました。

2.上記の者について、次の病気により 年 月 日から 年 月 日(日間)まで出席を停止したことを認めます。

種類	○印	病 名	出席停止期間の基準 (但し、医師が感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない)
第二種		インフルエンザ(H5N1を除く) (型)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹	解熱後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後1日を経過するまで
		結核	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種		コレラ	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
		その他の感染症 ()	

(注)「その他の感染症」とは、感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症などをいいます。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印